

報告の対象となる介護サービスを提供する事業所・施設 法第 115 条の 44 の 2 第 2 項の規定に基づく介護サービス経営情報の報告は、以下のとおりです。

- ・ 訪問介護
- ・ 訪問入浴介護
- ・ 訪問看護
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 通所介護、通所リハビリテーション
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 短期入所療養介護（則第14条第 4 号に掲げる診療所に係るものを除く。）
- ・ 特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
- ・ 福祉用具貸与
- ・ 特定福祉用具販売
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- ・ 居宅介護支援
- ・ 介護福祉施設サービス
- ・ 介護保健施設サービス
- ・ 介護医療院サービス
- ・ 介護予防訪問入浴介護
- ・ 介護予防訪問看護
- ・ 介護予防訪問リハビリテーション
- ・ 介護予防通所リハビリテーション
- ・ 介護予防短期入所生活介護
- ・ 介護予防短期入所療養介護（則第22条の14第 4 号に掲げる診療所に 係るものを除く。）
- ・ 介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
- ・ 介護予防福祉用具貸与
- ・ 特定介護予防福祉用具販売
- ・ 介護予防認知症対応型通所介護
- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護

ただし、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護のうち、法第71条第 1 項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第 1 項本文の指定があったものとみなされた病院等、法第72条第 1 項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第 1 項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設若しくは介護医療院又は法第115条の11において準用する法第71条第 1 項本文及び第72条第 1 項本文の規定により、介護予防サービスに係る法第53条第 1 項本文の指定があったものとみなされた病院等、介護老人保健施設若しくは介護医療院であって、指定があったものとみなされた日から起算して 1 年を経過しない者によって行われる訪問看護等については、この限りではありません。